平成２５年（フ）第３５号
広島県尾道市瀬戸田町中野298番地２
債務者　岡田　忠司
１　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
広島県尾道市瀬戸田町中野298番地２
債務者　岡田　設子
１　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
愛媛県今治市菊間町浜156番地２、前住所愛媛県今治市北日吉町３丁目６番76号、前々住所愛媛県今治市郷桜井３丁目８番23号
債務者　葛西　健一
１　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第１９号
愛媛県今治市波方町小部甲502番地２
債務者　木村　　保（旧姓船本）
１　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第２０号
愛媛県今治市高市甲72番地５
債務者　金子　由美
１　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第６１号
福岡県筑後市大字熊野1479―13―１
債務者　高口　和賢
１　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第６２号
福岡県筑後市大字長浜388―105
債務者　高口久美子
１　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第３６号
長崎県長崎市深堀町３丁目286番地12
債務者　﨑戸　純一
１　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６号
熊本県玉名郡玉東町大字木葉697番地４
債務者　甲斐かし子
１　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第６０号
盛岡市月が丘３丁目45番38号　畠山アパート８号、旧住所盛岡市みたけ３丁目33番29号
債務者　嵯峨恵美子
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第７３号
盛岡市永井８地割20番地２
債務者　秦　　竜太
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第９１号
盛岡市愛宕町18番57号　田中アパート
債務者　阿部　和良
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２６号
秋田市横森５丁目17番12号
債務者　藤原　廣成
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７号
秋田市横森５丁目17番12号
債務者　藤原　勇子
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２号
福島県郡山市菜根１丁目２番27号　第一マシコマンション201号
債務者　菊地　政則
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
福島県郡山市菜根１丁目２番27号　第一マシコマンション201号
債務者　菊地　純子
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
福島県郡山市図景２丁目２番14号　郡中図景アーバン505号
債務者　菅野　芳枝
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第７号
石川県七尾市石崎町香島１丁目130番地１
債務者　中村眞理子
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
金沢地方裁判所七尾支部